

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成3年千葉市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「幼保運営課」を「幼保指導課」に、

「

動物保護指導センター	所長、所長補佐
桜木霊園管理事務所	所長

を

」

「

動物保護指導センター	所長、所長補佐
------------	---------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。